

Case : 112

可動式の手すりが使用可能な状態になっておらず、バランスを崩し転倒しそうになる

場面の説明

介助者が可動式手すりを使用可能な状態に戻し忘れてしまった。利用者が手すりを操作しようとしたが、バランスを崩し転倒しそうになった



利用シーン	 移動
主な利用場所	 廊下
介護保険の種目	—
分類コード (CCTA95)	181803 (手すり, 支持用手すり)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

歩行が不安定な利用者にとって手すりの連続性は極めて重要な移動環境です。可動式手すりは塞ぎたくない空間に設置することにより、空間の機能性を維持できるメリットもありますが、戻し忘れると伝えなくなるリスクがあります。手すりを設置する場合は、動線に無理が生じないように計画し、利用者・家族に説明し、理解してもらうことが必要です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：介護者が手すりを利用可能な状態にするのを忘れて外出した
- 人：利用者は手すりによる動線の連続性が確保できていなかったが、無理をして移動してしまった
- 管理：注意喚起が不十分だった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 112

可動式の手すりが使用可能な状態になっておらず、バランスを崩し転倒しそうになる

事例詳細



回答前に見ないこと

場面の説明

介助者が可動式手すりを使用可能な状態に戻し忘れてしまった。利用者が手すりを操作しようとしたが、バランスを崩し転倒しそうになった



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ